

# 公 告

関税法第42条第2項の規定に基づき、下記のとおり保税蔵置場の許可期間を更新したので、同条第3項により公告する。

## 記

### 1 被許可者の住所及び名称

東京都港区港南2丁目16番5号

三菱重工業株式会社

( 法人番号 : 8010401050387 )

### 2 保税蔵置場の名称及び所在地

三菱重工業株式会社下関造船所東大和町

山口県下関市東大和町2丁目16番1号

### 3 更新した期間

自 平成29年10月1日

至 平成35年9月30日

平 成 29 年 9 月 11 日

門司税関長 郡山 清武